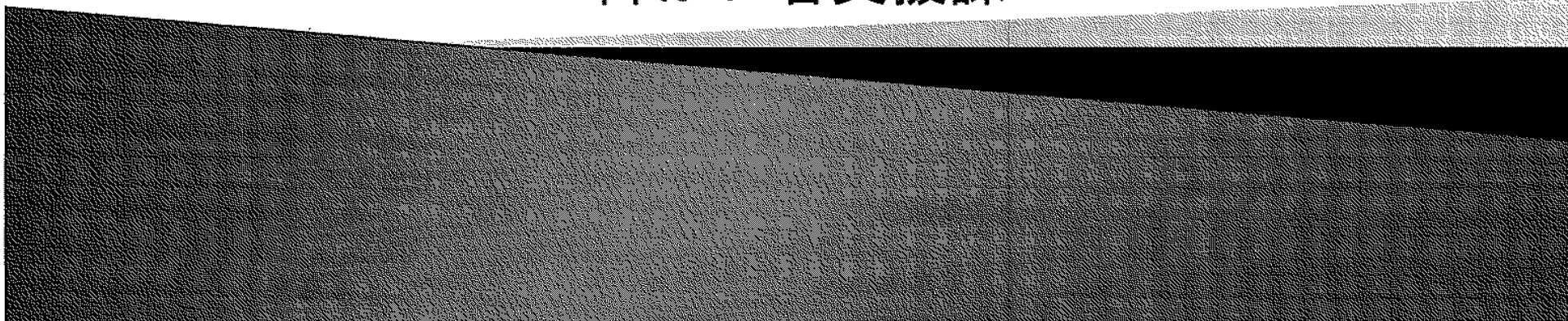


障害を理由とする差別の解消の 推進に関する法律について

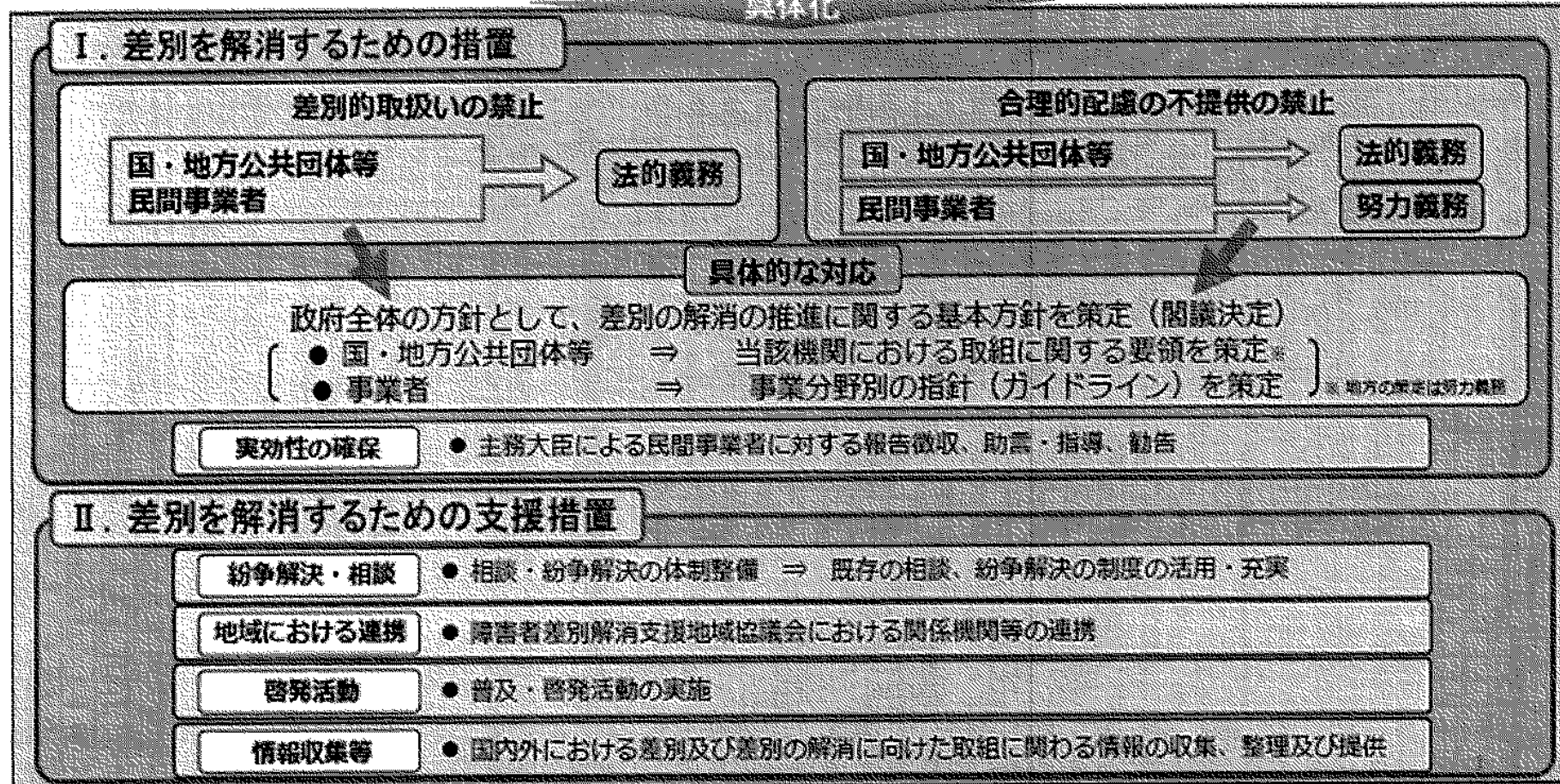
熊本県
障がい者支援課



障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法〈平成25年法律第65号〉）の概要

障害者基本法 第4条	第1項：障害を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止	第2項：社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止	第3項：国による啓発・知識の普及を図るための取組
基本原則 差別の禁止	何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。	社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。	国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

具体化



施行日：平成28年4月1日（施行後3年を目途に必要な見直し検討）²

1 障害を理由とする差別の禁止

国・地方公共団体等、民間事業者は、次の2つの行為が「障害を理由とする差別」として禁止されます。

① 不当な差別的取扱いの禁止

障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

② 合理的配慮の不提供の禁止

障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

（民間事業者については努力義務）

2 差別を解消するための措置(対応要領・対応指針(ガイドライン))

(1) 対応要領

行政機関等は、その職員が、「不当な差別的取扱いの禁止」や「合理的配慮の提供」について適切に対応するために、基本方針に即して、具体例を盛り込んだ「対応要領」を作成することとされています。(地方公共団体等は努力義務)

(例)

- ・内閣府本府における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領

(2) 対応指針(ガイドライン)

事業を所管する各主務大臣は、「不当な差別的取扱いの禁止」や「合理的な配慮の提供」(事業者は努力義務)について、事業者が適切に対応・判断できるようにするため、基本方針に即して、具体例を盛り込んだ「対応指針」を作成することとされています。

(例)

- ・福祉分野における事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する対応指針

国土交通省所管事業における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針

など

(参考)「内閣府本府における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」

第1条 目的

第2条 不当な差別的取扱いの禁止

第3条 合理的配慮の提供

第4条 監督者の責務

第5条 懲戒処分等

第6条 相談体制の整備

第7条 研修・啓発

(別紙) 留意事項

第1 不当な差別的取扱いの基本的な考え方

第2 正当な理由の判断の視点

第3 不当な差別的取扱いの具体例

第4 合理的配慮の基本的な考え方

第5 過重な負担の基本的な考え方

第6 合理的配慮の具体例

3 差別を解消するための支援措置（相談・紛争解決の体制整備）

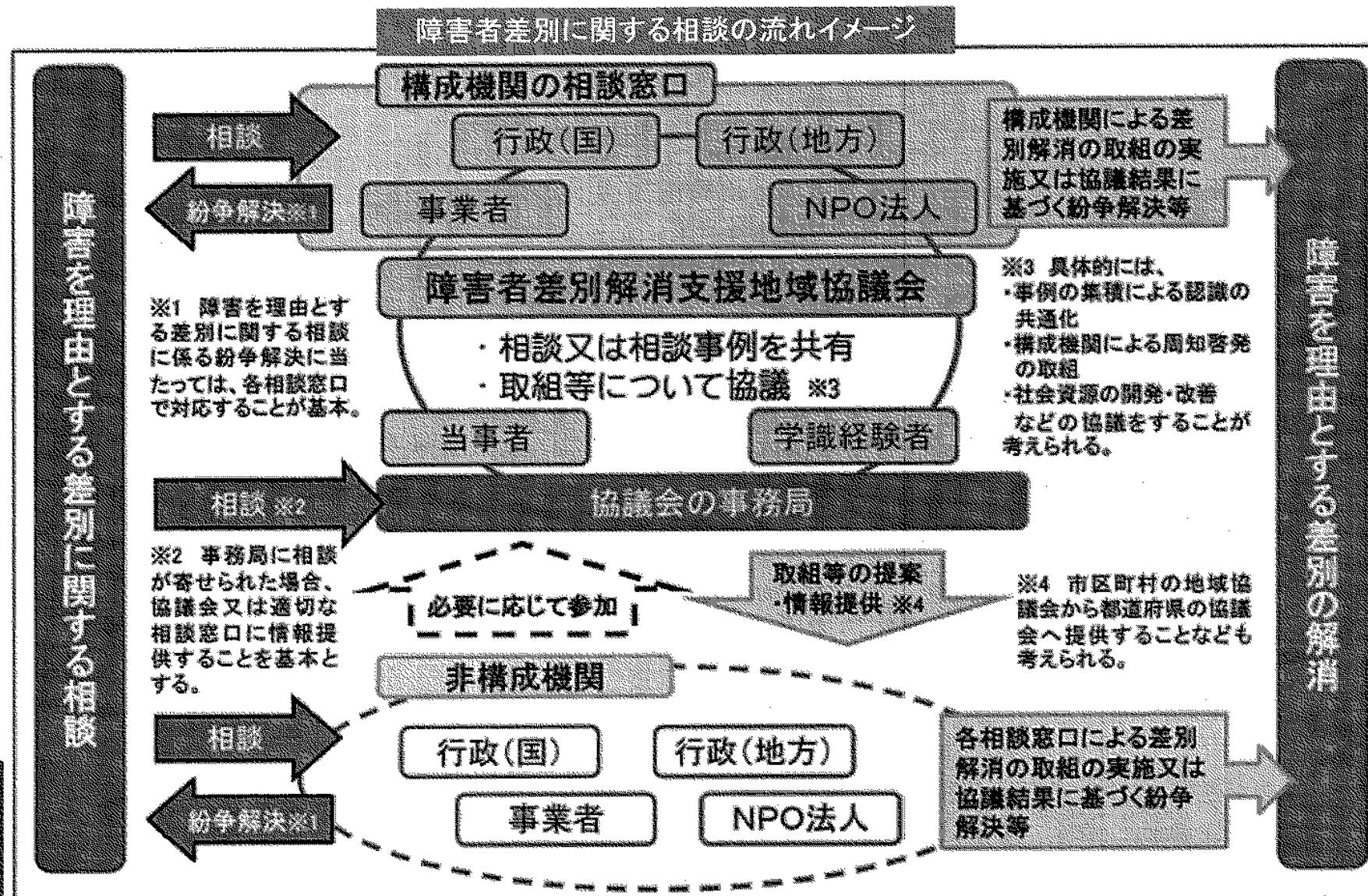
・国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図ることとされています。

※ 本法に基づき新たな機関の設置はなく、既存の機関等の活用・充実を図ることにより対応することとされている。

（参考） 障害者に関する既存の相談窓口等

地方公共団体の担当部局、法務局、都道府県労働局、都道府県障害者権利擁護センター、市町村障害者虐待防止センター・・・等

4 差別を解消するための支援措置～地域における連携



(参考)障害者差別解消支援地域協議会設置の手引き(内閣府)

1 障害者差別支援地域協議会はなぜ必要なのですか？

障害者にとって身近な地域で主体的な取組があることが重要

- ◆ 障害者差別の相談等を行う際、初めから権限を有する機関を選んで相談することは難しい。
- ◆ 行政機関も、相談内容によっては、当該機関だけでは対応できない可能性がある。

【地域協議会を組織するメリット】

- (1) 相談への迅速かつ適切な対応
- (2) 紛争解決に向けた対応力の向上
- (3) 職員の事務負担の軽減
- (4) 権利擁護に関する意識のPR

2 地域協議会は何をするのですか？

- (1) 複数の機関等によって紛争の防止や解決を図る事案の共有
- (2) 関係機関等が対応した相談事例の共有
- (3) 障害者差別に関する相談体制の整備
- (4) 障害者差別の解消に資する取組の共有・分析
- (5) 構成機関等における斡旋・調整等の様々な取組による紛争解決の後押し
- (6) 障害者差別の解消に資する取組の周知・発信や障害特性の理解のための研修・啓発

3 地域協議会はどうやって立ち上げるのですか？

(1) 組織形態

特別な決まりはない。単位(都道府県・市町村)、規模によって異なり、地域の実情に応じてさまざま。

※ 既存の会議体に協議会の機能を付加する方法もある。

(2) 会議の運営

まずは関係機関が一堂に集まり、お互いに「顔」の見える関係を築くことが大切。効率的な会議のための分担も考えられる。

(3) メンバー構成

設置主体や区域の広さなどによって異なる。(別表)

(4) 事務局

障害福祉部局が地域協議会の庶務を担当する。

(5) 都道府県と市町村の違い

組織単位でその特性を活かして業務を実施。

4 各相談窓口と地域協議会との関係はどうなるのですか？

○各相談窓口：一次的な受け皿

○地域協議会：共有・協議の場相談を各窓口から適切な機関につなぐ、複数機関の連携が必要な時の対応

5 守秘義務

地域協議会を構成する全ての者に守秘義務。(法第19条)

【想定される地域協議会の構成機関等】

分野		都道府県	市町村
行政	国の機関	法務局、労働局や運輸支局などの 国地方出先機関 等	法務局、公共職業安定所（ハロー ワーク） 等
	地方公共 団体	障害者施策主管部局、都道府県福 祉事務所、保健所、精神保健福祉 センター、都道府県消費生活セン ター、教育委員会、学校、都道府 県警 等	障害者施策主管部局、人権主管部 局、福祉事務所、保健センター、 市町村消費生活センター、教育委 員会、学校、警察署、消防本部 等
関係 機関 団体 等	当事者	障害者団体、家族会 等	障害者団体、家族会 等
	教育	校長会、PTA連合会 等	校長会、PTA連合会 等
	福祉等	都道府県社会福祉協議会、民生・ 児童委員協議会、福祉専門職等団 体、社会福祉施設等団体、障害者 就業・生活支援センター 等	市町村社会福祉協議会、相談支援 事業者（基幹相談支援センター、 市町村障害者相談支援事業者）、 社会福祉施設、民生・児童委員 等
	医療・保健	医師会（医師）、歯科医師会（歯 科医師）、看護協会（保健師・看 護師）、医療機関、病院団体 等	医師、歯科医師、保健師、看護師 等
	事業者	商工会議所、経営者協会、公共交 通機関、事業者 等	商工会議所、公共交通機関、事業 者 等
	法曹等	弁護士会（弁護士）、司法書士会、 人権擁護委員連合会（人権擁護委 員） 等	弁護士、司法書士、行政書士、 人権擁護委員 等
その他		学識経験者、新聞社、放送局 等	学識経験者、自治会 等

障害のある人もない人も 共に生きる熊本づくり条例

みんなが笑顔で暮らせる社会の実現のために

熊本県では、条例に基づき、障害のある人もない人も、安心して暮らすことができる社会（共に生きる熊本）づくりに取り組んでいます。
障害のある人が差別を受けたり、暮らしにくさを感じたりしないよう、皆さんで共に支えあい、助け合う社会を築いていきましょう。

条例に基づき、専門の相談員が相談に応じます。

広域専門相談員（県庁）

専用電話／096-333-2244（平日の午前9時から午後5時まで）

MAIL／tokuteisodan@pref.kumamoto.lg.jp

FAX／096-383-1739

地域相談員（各地域の身体・知的障害者相談員など）

お住まいの市町村の障がい福祉担当窓口にお問い合わせください。



熊本県